

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

毎年1億円以上の赤字からV字回復！ 「ひらかたパーク」の戦略とは？

今も昔も、遊園地はレジャーの代表格。定期的に新しいアトラクションを導入するなど、大規模な設備投資が必要なため、潤沢な資本が必要な事業だと思われがちだ。実際、近年は多くの遊園地が経営難により閉園に追い込まれている。ところが、10年以上も大型の設備投資をせず、売上をV字回復させた遊園地がある。それが、大阪にある「ひらかたパーク」。2008年までは年間1億円前後の赤字を毎年計上していたが、ここにきてV字回復。4年連続で年間来園者数を増加させ、昨年度、今年度は2年連続で100万人を突破している。

大型の設備投資をすることもなく、なぜ来園者数を増加させることができたのだろうか。人気のアトラクションを見れば、その秘密がわかる。たとえば、「ジャイアントドロップメテオ」。よくある垂直落下型の絶叫系アトラクションだが、2014年に「園長」となったV6の岡田准一さんの目をプリントした「兄さんアイマスク」で目隠しをさせ「目隠しライド」と企画。さらに「おま」以外の叫び声を禁止にした「おまライド」という企画を行うことで、エンタメ性を追加したのだ。

ほかにも、工夫を凝らした企画やCMで話題の「ひらかたパーク」。広告会社に任せず、すべて社員が決めているのもコスト削減につながった。旧来の装置産業から脱却し、エンターテインメント産業へと生まれ変わったプロセスは、他のビジネスでも学ぶべき点があるのではないだろうか。

税務会計

直系尊属からの暦年課税の財産贈与 20歳以上の受贈者は特例税率適用

贈与税の確定申告はすでに2月1日から始まっている。贈与税額は、基礎控除額の110万円を差し引いた後に、速算表の課税価格の金額区分に応じた税率を掛けて控除額を差し引いて算出するが、暦年課税の場合は、2015年1月1日以降に、父母や祖父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限る)の贈与税額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算するので注意したい。

財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳以上の子や孫(直系卑属)が父母又は祖父母から贈与を受けた「特例贈与財産」は、「特例税率」を適用する。この場合で、下記の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書又は更正の請求書とともに、財産の贈与を受けた人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要がある。

それは、(1)「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(課税価格)が300万円を超えるとき、(2)「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(課税価格)が300万円を超えるとき、となっている。

今週のキーワード

エンターテインメント 産業

コンテンツからレジャーまで多様な側面を持つ形態として注目されている。単に大規模な施設やシステムに頼るのではなく、活用法を含めた新たなサービスの創出が収益化のカギを握ると言われている。ちなみに、国内の余暇市場の規模は72兆円以上で、とりわけ「スポーツ」と「国内観光」が堅調。近年は参加型・体験型のサービスが伸びていることも考え合わせると、それらの要素を組み入れたエンターテインメント産業が今後伸びていくことが推測される。